



経理の窓 2月号

平成21年2月1日号

インフルエンザが流行がしています。久しぶりに予防接種を受けました。
風邪にも、負けない免疫力をつけたいものです。みなさまもご用心ください。

今月の税務	法人 : 12月決算法人の確定申告と納税 地方税 : 固定資産税と都市計画税の第4期分の納付 個人 : 贈与税、所得税の確定申告(3月16日まで)
-------	---

市・県民税の住宅ローン控除の手続きもお忘れなく

確定申告の時期になりました。申告受付期間は、2月16日から3月16日までです。

昨年度と比べて、変更になった事項は、ありません。

市・県民税の住宅ローン控除の適用を受けるには、毎年申告が必要です。

(本年は、3月16日までです。) 詳細は、市区町村窓口におたずねください。

必要書類	「市町村税及び都道府県税住宅借入金等特別税額控除申請書」 配布場所 市区町村窓口や市区町村のホームページ
	年末調整で住宅ローン控除を受けている方 源泉徴収票 確定申告で住宅ローン控除を受ける方 確定申告書、計算明細書
適用される方	平成18年末までに入居された方で 住宅借入金等特別控除額 > 所得税額の方
提出先	平成21年1月1日現在の住所地の 確定申告をされる方は、市区町村あるいは所轄税務署 確定申告をされない方は、市区町村

計算方法は、平成20年2月号で、ご案内しましたので、省略いたします。

年末調整を依頼されて、市・県民税の住宅ローン控除が適用になる方には、その旨のご案内を今回から始めました。

公益法人の税制上の優遇措置について

私が参加している異業種交流会の名称が、有限責任中間法人から一般社団法人に変更されました。名称変更の勉強会で、税制上の優遇措置が受けられるようになることが、わかりました。団体を設立しようとする時に、法人制度を選ぶ参考になるかと思いますので、ご紹介いたします。なお、中間法人制度は廃止されて、いままでの中間法人には、一般社団・財団法人法が、平成20年12月1日から適用されています。

公益社団・財団法人

- ・収益事業から生じた所得に課税（収益事業課税）することとした上で、公益目的事業から生じた所得は、非課税とされています。法人税率は、30%（年800万円までは22%）
- ・収益事業から公益目的事業の実施のために支出した金額（みなし寄附金）は、全額損金算入することができます。
- ・特定公益増進法人として、寄附金優遇措置の対象になります。

一般社団・財団法人

- ・非営利性が徹底された法人や公益的事業を目的とする法人は、収益事業から生じた所得に課税されます。（収益事業課税）
- ・それ以外の法人は、全ての所得に課税されます。
- ・法人税率は、30%（年800万円までは22%）
- ・寄附金優遇措置は、ありません。



（法人税の年800万円までの軽減税率は、平成21年度の税制改正で、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する事業年度の所得について、18%に引き下げられます。）

確定申告の時期になりました。添付書類等はそろっていますか？

特例の適用を受けるには、期限内の申告が必要になります。証明書等取り寄せなければならない書類は、早めに手続きをしましょう。

確定申告を税理士に依頼されたい方には、税理士をご紹介します。

詳しくは、お問い合わせください。

有限会社 たべい

電話 043-422-5836 FAX 043-422-5844